

農林水産省における知的財産戦略

——先端農業と知的財産の保護の関係を中心に——

杉 中 淳*

抄 録 本稿では、平成27年5月に策定した「農林水産省知的財産戦略2020」の概要を紹介するとともに、熟練農業者が有するノウハウ等の保護・活用に向けた取組、農林水産分野でも近年進みつつあるAI・ICT等を活用した新たな技術革新と知的財産について紹介します。

目 次

- はじめに
- 農林水産省知的財産戦略2020
 - 戦略の基本的な考え方
 - 戦略の具体的内容
- AI・ICT等の活用による農業分野の技術革新と知的財産
 - スマート農業の推進
 - AI・ICT等を活用した技術開発の状況
 - 農業関連データの標準化
 - 農林水産研究における知的財産に関する方針
- 農業分野における暗黙知の形式知化及び知的財産としての保護・活用（農業ICT知的財産活用ガイドライン）
 - 熟練農業者のノウハウ等の形式知化と継承に向けた取組
 - 熟練農業者のノウハウ等の保護
 - 農業ICT知的財産活用ガイドライン
- おわりに

ランド農産物・食品が数多くみられる。これらの新品種、独自の生産技術、農産物・食品のブランド価値などは、知的財産に該当するものがあり、農林水産業・食品産業は、古くからの生産活動等を通じて、様々な知的財産を生み出している「知識産業・情報産業」とも言える産業である（図1）。

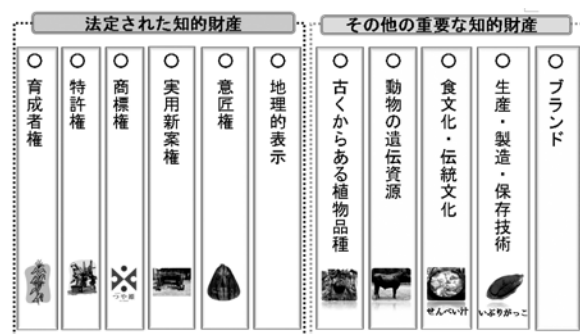


図1 農林水産業・食品産業における知的財産

これまで、農業以外の分野では、先進国との競争や新興国の追い上げが厳しさを増す中、競争力を維持・確保するためのビジネスモデルとそれを支える知的財産マネジメントの重要性が認識されている。

1. はじめに

我が国には、世界を惹きつける高品質で安心・安全な農畜産物や食品、それらを創出する優れた品種、高度な生産技術などの強みがある。また、全国各地に、地域に根づいた歴史ある伝統的な製法や、地域の自然条件等を活かしたブ

* 農林水産省食料産業局知的財産課長
Atsushi SUGINAKA

農林水産業・食品産業においても、近年のグローバル化の進展や農業従事者の減少・高齢化等に伴い、巧妙化する模倣品・海賊版や技術流出への対応、熟練農業者が有する技術やノウハウの次世代への継承が求められるようになってきているほか、平成27年6月から運用を開始した地理的表示保護制度（以下、GI保護制度）をはじめとする知的財産権を活用した収益の拡大など、知的財産が新たな課題として顕在化してきた。

これらの状況の変化や農林水産業・食品産業への注目・関心の度合いが格段に高くなってきている現状を踏まえ、地域の活性化や産業競争力の強化を図る上で、農林水産・食品分野における知的財産の保護・活用が一層重要になっていることから、農林水産省では、平成27年5月に「農林水産省知的財産戦略2020¹⁾」を策定したところである。

本稿では、「農林水産省知的財産戦略2020」の概要を紹介するとともに、熟練農業者が有するノウハウ等の保護・活用に向けた取組、農林水産分野でも近年進みつつあるICT・AI等を活用した新たな技術革新と知的財産について詳述する。

2. 農林水産省知的財産戦略2020

2.1 戦略の基本的な考え方

「農林水産省知的財産戦略2020」では、消費者にとって価値あるものを創出し、その価値が事業者にとっての価値へと連動するような知的財産を活用した新たな価値の創出と、権利化・公知化・標準化・秘匿化などの手法を適切に組み合わせたビジネスモデルの構築とそれを支える戦略的な知的財産マネジメントを推進することとし、1) 技術流出対策とブランドマネジメントの推進、2) 知的財産の保護・活用による海外市場開拓、3) 国際標準の戦略的な活用、4) 伝統や地域ブランド等を生かした新事業の創

出、5) ICTによる農林水産業の知の抽出と財産化、及びその活用による新事業の創出、6) 種苗産業の競争力の強化、7) 研究開発における戦略的な知的財産マネジメントの推進、8) 知的財産戦略に関する啓発及び人材の育成、の8項目について取組の具体的な方向性を掲げている。

2.2 戦略の具体的内容

「農林水産省知的財産戦略2020」で示した8つの方向性について、その概要を説明する。

(1) 技術流出対策とブランドマネジメントの推進

技術流出対策に関しては、工業分野や農業分野における技術流出や海外市場での模倣品等への対策事例を踏まえ、適切なビジネスモデルの策定とそれを支える知的財産マネジメントを取ることが重要である。

そのため、食品産業事業者等の関係者が一体となってビジネスモデルとそれを支える知的財産マネジメントの在り方を学習するとともに、工業分野における既存の取組への積極的な参加を促す。

また、商標権や育成者権、GI保護制度などの各種の知的財産制度を効果的に組み合わせることにより、ブランド力の向上が図られることも併せて普及啓発する。

(2) 知的財産の保護・活用による海外市場開拓

今後も増加が見込まれる世界の「食市場」において戦略的に収益を獲得していくため、①世界の料理界で日本食材の活用を促進、②日本の「食文化・食産業」の海外展開、③日本の農林水産物・食品の輸出の取組を官民連携により一体的に推進する。

また、海外市場においては国としての統一的なブランドの構築が重要であることから、「日本

の農と食」を訴求するジャパンブランドの構築を企画・推進し、オールジャパンで農林水産物・食品のブランドを生み出す取組を支援する。

さらに、海外において我が国の農林水産物・食品の模倣品の流通が深刻化していることから、日本で商標登録された名称やマークが、第三者に使用または商標登録されないよう関係機関と連携して侵害対策を強化するとともに、我が国の財産である地名をブランドとして活用する。

(3) 国際標準の戦略的な活用

食のグローバル化が急速に進展する中、我が国の農林水産物・食品の競争力強化や大幅な輸出拡大を図っていくためには、安全と品質に対する信頼が確保されている必要があり、それが確実に実現されることで国際的に信頼されるブランドになり得る。

そのため、HACCP²⁾やGLOBALG.A.P.³⁾のような国際的に通用し、国内でも適用しやすい食品安全管理規格・認証スキームの構築及び農業者や食品産業事業者等の認証取得を推進する。さらに、これらの規格等の国際標準化を推進することにより、輸出を促進する環境整備を推進し、国際的に信頼されるブランドの基盤を強化することとしている。

JAS制度については、規格の対象範囲を現行の品質だけでなく、製品の生産工程、分析・評価手法などにも広げ、我が国の強みを国際的にアピールできるよう制度の見直しを行っているところである。

また、近年開催されたオリンピック・パラリンピックでは、食料調達基準として国際水準GAPの認証取得が求められており、2020年に開催される東京大会の食料調達基準でも同様に国際水準GAPの認証取得が求められる可能性があることから、日本発のGAPの国際規格化を図るとともに、農業者による国際水準GAPの取得を推進することとしている。

(4) 伝統や地域ブランド等を活かした新事業の創出

我が国には、豊かな自然や景観、伝統文化等と結びついた農林水産物や食品が数多くあり、国内外で高い評価を得ている。そういった高い品質と評価を得た農林水産物や食品について、その名称を知的財産として保護するGI保護制度や、地域名と商品名の組み合わせを商標として保護する地域団体商標制度等の活用を促すことにより、品質やブランド力等の強みを活かした競争力のある農産物を生み出し、地域の活性化やブランド化へ結びつける取組を推進する。

GIについては、平成29年3月3日時点で、21道県の28産品が登録（表1文末）されており、登録された産品については、報道の機会の増加、取引の拡大、担い手の増加、価格の上昇など、登録の効果が着実に現れている。また、登録された産品の地理的表示と併せてGIマーク（図2）を付すことで、真正な地理的表示産品であることを証している。



図2 GIマーク（モノクロデザイン）

また、GIについては、世界100カ国以上で制度化されており、EPA・FTAなどの国際協定で国同士が互いの産品を相互に保護することが広く行われている。しかし、我が国の地理的表示法（GI法）では国際協定に基づく保護に対応した制度となっていなかったことから、平成28年12月にGI法の改正を行ったところである。今後、GI制度を導入している国との間でGI産品の

相互保護を進め、外国での我が国GIの保護によるブランド化を進めて参りたいと考えている。

加えて、我が国には生産量は少量であっても高い付加価値を有する伝統野菜や、米を中心とした和食や伝統的な食文化、優れた品種と高度な生産技術を用いて栽培される農産物等がある。これらの農産物等のブランド力向上の取組を一層推進するとともに、新サービスや新商品の開発、提供により新たな需要創出を推進する。

我が国の高品質な農林水産物を支えるのは、豊かな自然や伝統文化等の地域資源である。それらの地域資源を活用した地域の取組やブランド化を支援することにより、都市と農村の共生・対流や地域経済の活性化を総合的に推進し、農林水産業の基盤となる農山漁村の振興を図る。

また、フランスの「味の景勝地」⁴⁾を参考に、地域の豊かな食とその食を生み出す風景や風土を活用し、付加価値を高める「食と農の景勝地」を開始し、平成28年11月に5地区を認定したところである。

(5) ICTによる農林水産業の知の抽出と財産化、及びその活用による新事業の創出

農林水産分野における高齢化や労働力不足が進む中で、担い手の一層の規模拡大、省力化や生産性の向上を図るため、ロボット技術やICTを活用した超省力生産、高品質生産を実現する新たな農業の実現に向けた取組を進めている。熟練農業者の経験や勘に基づく技術やノウハウ等を、ICTの活用によりデータ化・集積化、解析を行い、その成果を農業者にフィードバックするとともに、新規就農者等への技術・ノウハウの円滑な継承のための手法としてICTの活用を推進する。

一方で、農業生産に係るデータや農業者のノウハウ等は知的財産に該当するものであるが、これらの知的財産上の取扱いについて適切なルール等が設定されていない状況にある。このた

め、ICT等を活用したノウハウ等のデータ化・集積化の取組と併せて、これらを適切に保護しつつ活用する必要がある。このため、農林水産分野におけるノウハウ等の知的財産としての適切な保護・活用に向けたガイドラインを今般策定したところであり、本ガイドラインの内容等については第3章で詳述する。

(6) 種苗産業の競争力の強化

我が国で育成された高品質な品種は、海外の市場でも高く評価されており、これを継続的な輸出につなげるためには、優良な品種が海外に流出し、無断で増殖されないよう対策を講じることが不可欠である。

平成28年にはシャインマスカットなどの有望な品種が海外で栽培されていることが発覚した。このような事態の再発を防ぐためには、新品種を海外で品種登録し、無断で生産・販売できないようにすることが大事である。

そのため、平成28年度補正予算において、海外における品種登録出願を支援することとしたほか、各国と連携して育成者が国内外において育成者権を取得しやすい環境を整備することにより、権利者の正当な利益を守り、新品種の開発の促進と国内農業・種苗産業の発展に資する。

また、権利侵害対策の強化を図るため、品種保護Gメン（育成者からの求めに応じ権利侵害に関する相談・支援を実施）の活用促進や育成者からの求めに応じたDNA分析による品種識別の実施、育成者権侵害品種の輸出入を差し止めることができる税関の水際取締制度の周知・活用、ASEAN+日中韓の13カ国により設立された「東アジア植物品種保護フォーラム」の戦略的展開、植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）91年条約を締結していない国に対する制度の整備・拡充及び条約締結の働きかけを強化する。

さらに、優良な種苗について、知的財産の適

切な保護を図りつつ、作物の状況に応じて安定供給を図ることが重要であるため、ゲノム情報の解読やDNAマーカー選抜育種技術、オミクス解析技術等を組み合わせた新たな育種技術の開発を推進する。また、その他の作物についても、生産者へ種苗を安定供給するため、現在主流となっている種子供給に加え、多様化するニーズに対応するため、化学メーカーと外食企業が連携して開発・普及する取組等を推進する。

優れた品種は我が国の農林水産物を支える基盤であり、競争力の源泉でもある。今後も優れた新品種を育成するためには、新たな遺伝資源の導入が不可欠であることから、国際的な枠組みを踏まえた遺伝資源確保対策やアジア諸国と連携した環境整備の推進に取り組むこととしている。

(7) 研究開発における戦略的な知的財産マネジメントの推進

農林水産研究において、研究成果の社会実装を見越し、商品化・事業化に有効な知的財産戦略を研究開発の企画・立案段階から描き、研究開発を効果的・効率的に推進するため、平成28年2月に「農林水産研究における知的財産に関する方針」を策定した。当該方針の内容については、第3章で説明する。

(8) 知的財産戦略に関する啓発及び人材の育成

農業生産に関わる技術やノウハウが知的財産になり得るにもかかわらず、生産現場は知的財産の保護に関して無防備、活用に関して無関心な状態にあることから、農業者及び農業指導者等の農業関係者に対し、知的財産の保護・活用の重要性について啓発するとともに、ビジネスモデルとそれを支える戦略的な知的財産マネジメントに関する普及啓発を推進する。

加えて、農林水産業分野では、行政や研究機関等においても、農業関係のデータが無防備に公開されている状況が見受けられ、こうした全

てをオープンにすることが当然と考えている文化そのものを見直していく必要がある。

また、ビジネスモデルとそれを支える知的財産マネジメントを普及するためには、それらに関する十分な知識を持ち、活用策を提案できる能力を持った人材が必要であることから、学習機会の提供等によりこうした人材の育成を図ることとしている。

さらに、食産業事業者が海外進出する際には、一定の知識と技術を有する現地人材を確保し、その基盤作りをしておくことが有効であることから、ASEAN諸国の主要大学に寄附講座を設置し、民間企業と連携して実践的な講義を提供し、海外における人材の育成も推進することとしている。

3. AI・ICT等の活用による農業分野の技術革新と知的財産

3.1 スマート農業の推進

我が国の農業が抱えている課題の1つに担い手の減少及び高齢化の急速な進行と、それに伴

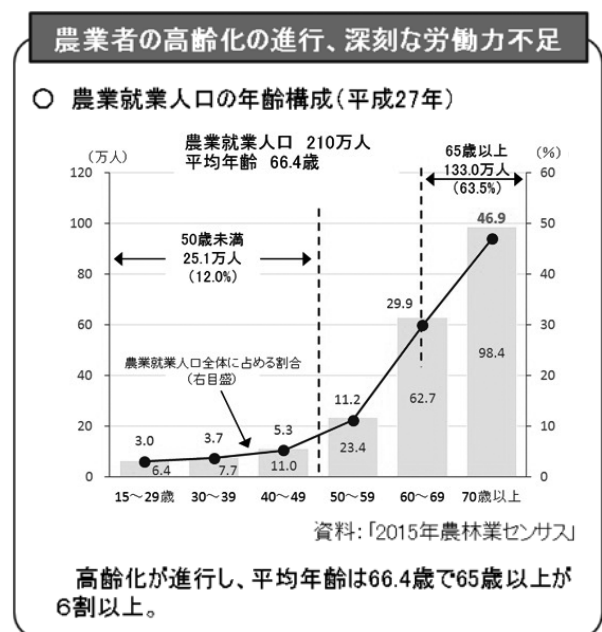


図3 農業就業人口の年齢構成（平成27年）

う労働力不足がある。図3は、農業就業人口の年齢構成を示しているが、65歳以上の割合が63.5%を占め、平均年齢は66.4歳となっている。また、農林水産業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、生産コストの削減や若者・女性など様々な人々に農業に参入してもらうためには、農業のIT化、自動化を進めることが重要となっている。

このため、農林水産省では、ICTやロボット技術などの先端技術を活用して超省力・高品質生産等を可能にする新たな農業(スマート農業)の展開に向け、経済界の協力も得て平成25年11月に「スマート農業の実現に向けた研究会」を立ち上げ、平成26年3月に中間取りまとめを行った。

図4は、中間取りまとめで公表されたスマート農業の将来像である。将来像では、

① 超省力・大規模生産を実現

トラクター等の農業機械の自動走行の実現により、作業能力の限界を打破

② 作物の能力を最大限に発揮

センシング技術や過去のデータを活用したきめ細やかな栽培(精密農業)により、

従来にない多収・高品質生産を実現

③ きつい作業、危険な作業から解放

収穫物の積み下ろし等重労働をアシストスーツにより軽労化、負担の大きな畦畔等の除草作業を自動化

④ 誰もが取り組みやすい農業を実現

農機の運転アシスト装置、栽培ノウハウのデータ化等により、経験の少ない労働力でも対処可能な環境を実現

⑤ 消費者・実需者に安心と信頼を提供

生産情報のクラウドシステムによる提供等により、産地と消費者・実需者を直結の5つの方向性に整理し、研究開発や農業現場での導入実証等の取組を推進している。

3. 2 AI・ICT等を活用した技術開発の状況

農林水産省では、スマート農業研究会での検討を踏まえ、AIやICTを活用した新たな可能性やその実現に向けた課題等を整理し、重点的に取り組むべき課題等を定め、スマート農業の実現を図るために必要な革新的な技術開発を行っている。ここでは、AI、ICT、ロボット技術等を活用した先端技術の開発事例を紹介する。



図4 スマート農業の将来像

(1) 自動走行トラクター（開発中）

自動走行トラクター（図5）は、GPS等の衛星測位情報を活用し、無人で自律走行するほか、作業機の上げ下げも自動で行うことができる。



図5 自動走行トラクター

例えば、耕うん整地を無人で、施肥⁵⁾・播種⁶⁾を有人で行う、協調作業が可能となる。オペレーターはロボットトラクターを監視し、危険の判断、非常時の操作を行う。

1人の作業員で2台のトラクターが操作可能となるため、1人当たりの作業面積が拡大することによる大規模化が期待できる。

(2) トラクター等の自動操舵システム（現場導入に向けた実証試験を実施）

GPS等の衛星測位技術を活用したトラクター

や田植機の自動操舵システムで、高精度のものでは数cm単位の精度で作業が行え、一部については実用化している（図6）。

自動で正確に作業できるため、大区画ほ場⁷⁾における長い直線操作や湛水⁸⁾下での代かき⁹⁾などの作業が楽になるほか、夜間の作業も可能となる。非熟練者でも熟練者と同等以上の精度・速度で作業が可能となるため、オペレーターが確保しやすくなることが期待できる。



図6 トラクター等の自動操舵システム

(3) ドローンを活用したほ場のリモートセンシングに基づく可変施肥技術（開発中）

ドローンを活用して、ほ場や作物の状況をセンシングして「ほ場内のばらつき」をマップ化し、ばらつきに応じて肥料の量を調整しながら施肥できるシステム開発に取り組んでいる（図7）。

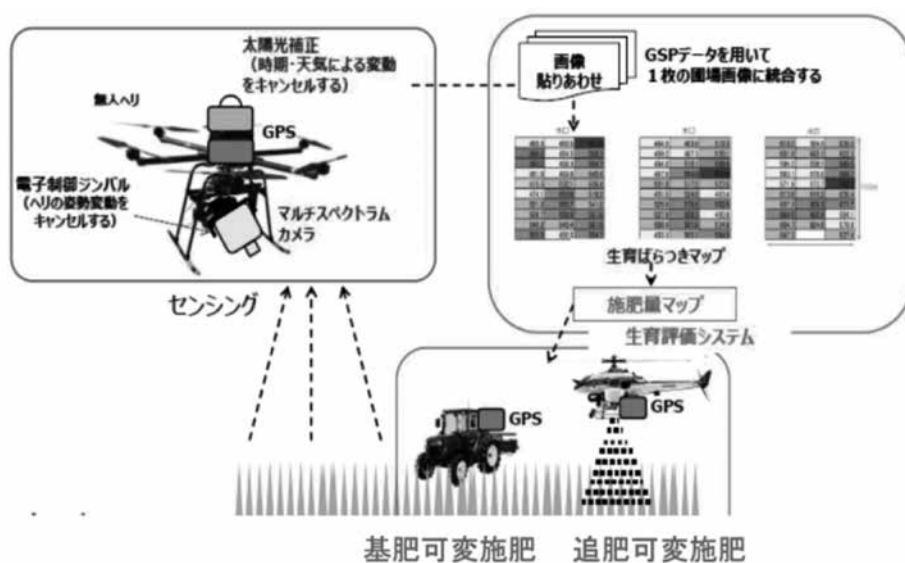


図7 ドローンによるリモートセンシング技術

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

適切な施肥により、作物の品質・収量の向上、安定化が期待できる。また、余分な肥料を使わないため、肥料コストの削減も期待できる。

(4) 果菜類の自動収穫ロボット（開発中）

AIなどを活用して画像認識を行い、赤いトマトなど収穫適期になった果実を短時間で認識して収穫作業を行うロボット（図8）の実用化を進めている。習熟を重ねることにより、人間のように傷つけずに素早く正確に収穫することができる。

これまで手作業に頼ってきた作業を自動化でき



図8 トマトの自動収穫ロボット

ることにより、人手不足に対応できるほか、夜間の作業も可能となるため規模拡大が期待できる。

3. 3 農業関連データの標準化

農業関連のICTサービスが増加・拡大しつつある中で、ICTで取り扱うセンサー等の情報や作業記録等の情報（農業情報）の活用が重要になる。

これら農業情報を、個々のメーカーが独自の形式で取り扱った場合、異なるメーカーのシステム間でデータのやり取りができず、データの利活用が進まないこととなる。今後、農業情報を蓄積するとともに、それらビッグデータを相互に活用できる環境づくりを進めていくためには、農業情報の標準化を進めていくことが必要不可欠である。

このため、我が国のIT施策の総合調整を行う内閣官房IT総合戦略室が策定した「農業情報創成・流通促進戦略¹⁰」に基づき、関係各省が連携して、地域やシステムによって異なる農作業や農作物の名称を標準化することを目的とした個別ガイドラインの策定に取り組んでいる。これまでに、「農作業の名称」、「農作物の名称」、「環境情報のデータ項目」、「農業情報のデータ交換のインターフェース」について、本格運用版または試行版のガイドラインを策定（図9）し、現

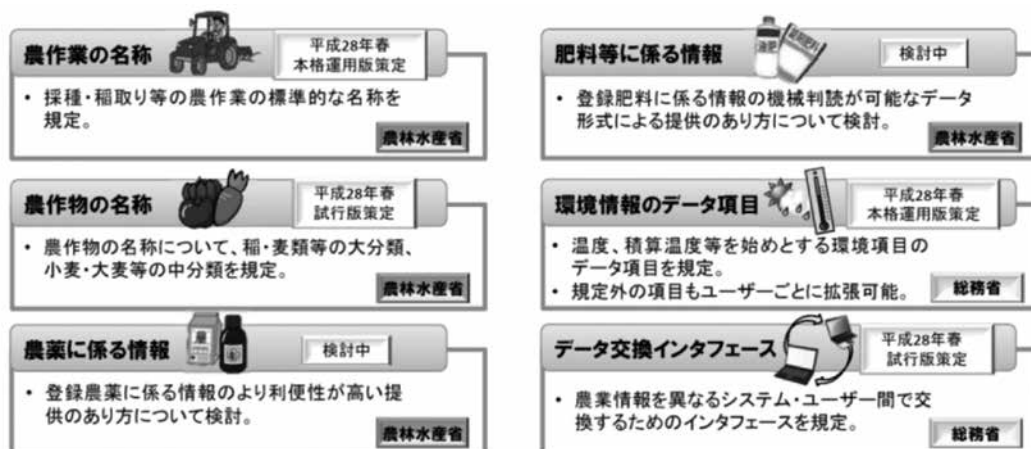


図9 個別ガイドラインの種類及び策定状況

在は「登録農薬に係る情報」及び「登録肥料に係る情報」に関するガイドラインの検討を行っているところである。

また、農業分野のICTシステムには統一規格が無い場合、異なるメーカー間でのデータの活用ができない状況にあり、データの利活用が進まないだけでなく、生産者がICT機器を拡張・更新する際の選択肢が限定される、各メーカー

が独自にシステムを開発するため開発コストが高いといった問題が生じている。

このため、農林水産省では、異なるメーカー間の接続試験やデータ交換仕様の実装試験等の実証試験を通じ、農業分野のICT規格の標準化を目指した取組も実施している（図10）。

3. 4 農林水産研究における知的財産に関する方針

これまで述べてきたように、ICTやAIを活用したロボット技術などの革新的な技術開発に取り組んでいるところであるが、2. 2の(7)でも触れたように、研究開発の推進に当たっては、研究成果の社会実装を見越し、研究開発の企画・立案段階から、ビジネスモデルに対応した戦略的な知的財産マネジメントを推進する必要がある。

このため、農林水産省の農林水産技術会議では、平成28年2月に「農林水産研究における知的財産に関する方針¹¹⁾」を策定した。本方針では、研究成果をただ公表したり権利化するだけでなく、国内外に技術が流出し模倣されるの

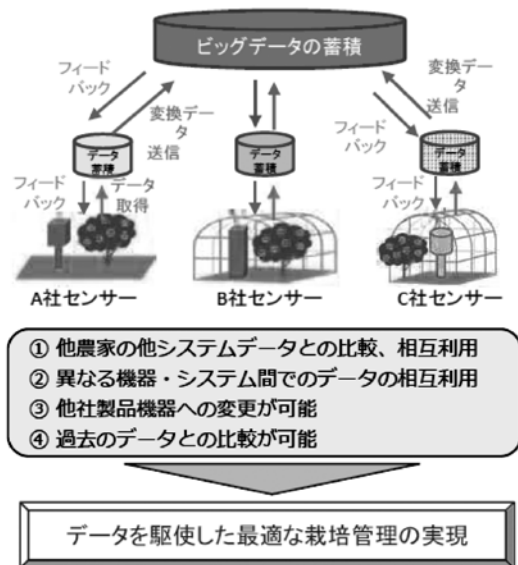


図10 農業分野のICT規格標準化のイメージ

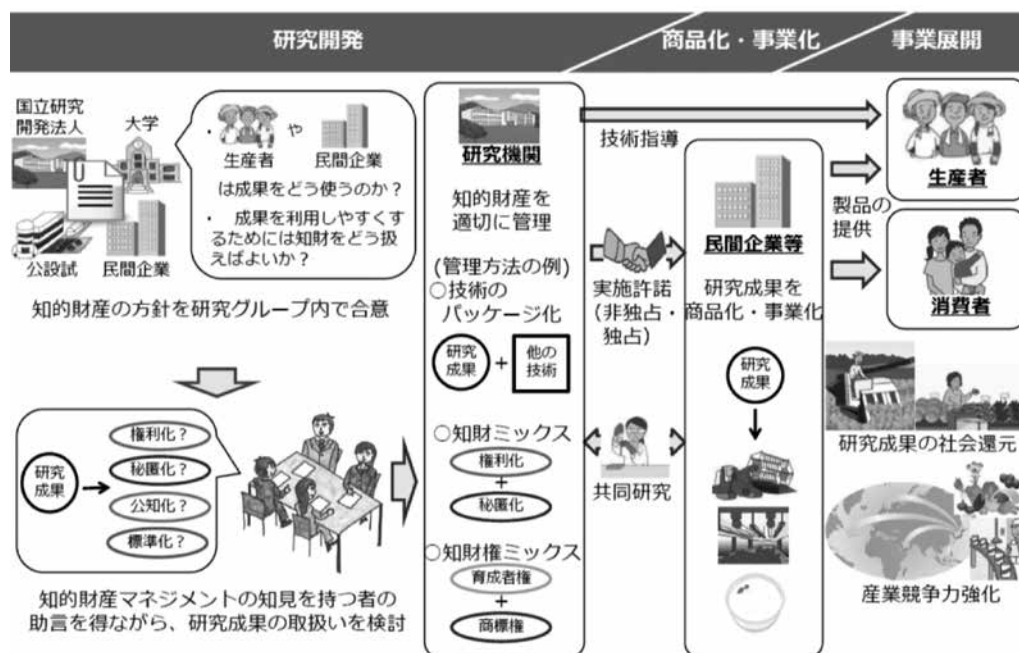


図11 農林水産研究における知的財産マネジメントのイメージ

を防ぐために成果の一部を秘匿化したり、権利化した上で非独占的に実施許諾するだけでなく、必要に応じて独占的な実施許諾も取り入れる等、研究成果を知的財産として柔軟に取扱うこと

・研究成果を他の技術と組み合わせたり、育成者権と商標権を組み合わせる等、ブランド展開に取り組む産地や食品産業等が研究成果を使いやすくなるように技術移転すること等、研究成果を効果的に社会実装に結びつけるための新たな知的財産マネジメントの取組について示している。

また、農林水産省農林水産技術会議事務局では、農林水産分野の研究機関に対して本方針の周知を図るとともに、研究開発の進行管理において、研究機関における知的財産マネジメントを適切に指導しているところである（図11）。

4. 農業分野における暗黙知の形式知化及び知的財産としての保護・活用（農業ICT知的財産活用ガイドライン）

4. 1 熟練農業者のノウハウ等の形式知化と継承に向けた取組

海外でも高い評価を得ている我が国の高品質な農林水産物の生産を支えているのは、熟練農業者の技術やノウハウ等の「匠の技」である。これらは、長年の経験や勘に基づき農業者の頭の中に蓄積されたいわば暗黙知である。しかしながら、農業者の高齢化とともに、このような「匠の技」をいかにして伝承していくかが重要な課題となっている。この目には見えない暗黙知を他の農業者や新規就農者に伝えるには、ICT等を活用して形式知化（見える化）することが必要である。一方で、形式知化することとは、これまで農業者個人に属していたノウハウ等が、他の農業者も知り得るようになるということである。そのため、熟練農業者の技術

やノウハウ等を継承するに当たっては、ICT等を活用して形式知化することと、形式知化したノウハウ等を知的財産として適切に保護することの両方が必要不可欠である。

まず、熟練農業者のノウハウ等の形式知化を進める取り組みとして、農林水産省では、新規就農者等がICT機器等を用いて、熟練農業者の匠の技を学習できるシステムの実証事業に取組み、熟練農業者が行うミカンの摘果作業のデータを蓄積、分析し、そこで得られた摘果作業のポイントをタブレットで学習できるコンテンツ（学習支援システム）を構築した（図12, 13, 14）。実証事業では、新規就農者が当該学習支援システムにて学習した後は、学習前よりも摘果の技術が向上し、結果として収入増に結びつくという結果が得られた。

このように、ICTの活用によりノウハウ等の形式知化が進むことで、データの相互活用や膨大なデータの蓄積が可能となり、蓄積したデー



図12 ウェアラブルカメラ画像による摘果作業の比較



図13 熟練農業者のノウハウの見える化



図14 学習支援システムを用いた学習

タを分析してビッグデータとして利活用することが可能となる。その結果、最適な栽培管理の実現や、新規就農者への技術の円滑な継承が可能となる。

4. 2 熟練農業者のノウハウ等の保護

農業者が長年継承してきた技術やノウハウ等は、いわゆる「営業秘密」に該当し得る知的財産であるが、前述したように、生産現場ではノウハウ等が知的財産であるという認識が不十分であるため、知的財産の保護に関して無防備である。

ICT技術の著しい発展により、技術情報（施肥の回数や時期等）や環境情報（温度や日照時間等）のデータ化が進んでいる現状においては、データ化されたノウハウ等を適切に保護しなければ、容易に他者や他地域、他国に流出する危険性を含んでいる。

そのため、ノウハウ等が知的財産であるということを農業関係者に広く普及啓発するとともに、適切に保護できる具体的な手法を提示することが必要である。

4. 3 農業ICT知的財産活用ガイドライン

農業分野における知的財産のICT化による活用促進を図るとともに、熟練農業者が安心してノウハウ等を提供できるよう、「農業ICT知的財産活用ガイドライン¹²⁾」を取りまとめた。

当該ガイドラインは、農業現場の知的財産の

ICT化による活用促進と農業現場の知的財産の保護の2つの柱から構成されている。

まず、農業現場の知的財産のICT化による活用促進として、農業現場においてどういった知的財産にニーズがあるのかをアンケート調査した結果とその分析結果、農業現場で知的財産がどのように活用されているかの事例紹介、ICTを活用した学習支援システムをどのように活用するのが効果的かを実証した結果を記載している。

次に、農業現場の知的財産の保護として、形式知化した農業者のノウハウ等を「営業秘密」として保護・活用するための具体的な規約例を提示している。当該規約例は、知的財産提供者（農業者）がサービス提供者（ICT事業者等）に対し、知的財産の利用を許諾する契約類型を基本的な考え方として作成している（図15）。

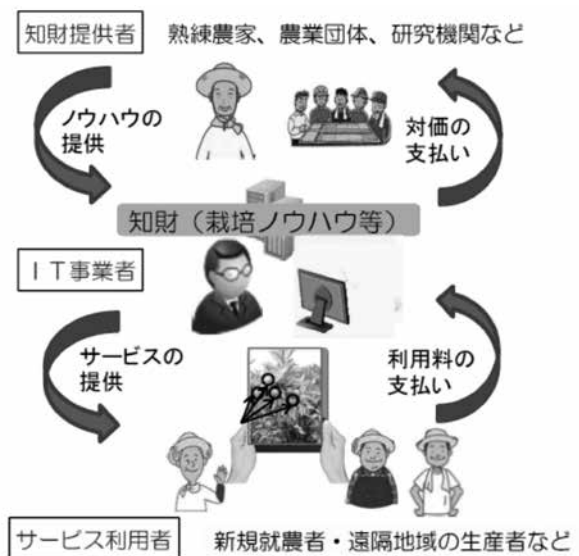


図15 農業者の知的財産をサービスとして提供するイメージ

なお、規約の構成としては、①使用を許諾する知的財産（ノウハウ等）の特定、②サービスを提供する範囲（利用者の制限）と制限の方法（ID、パスワード等による認証等）、③知的財産提供者への対価とその支払い方法、④利用者、サービス提供者、知的財産提供者の契約上の地位と保証、⑤機密保持、⑥免責事項（サービス

の利用により品質向上等を保証するものではないこと等), ⑦第三者への譲渡等の禁止, ⑧疑義が生じた場合や訴訟の際の取り決めである。

本ガイドラインは, 農業者が有するノウハウ等を形式知化し保護・活用する場合の一定の規約例を示したものであるが, このような取組は農業分野ではまだ緒についたばかりであり, まずはこのような考えを関係者に広く啓発していくことが重要である。このため, 今後は, 農業の現場において農業者や農業関係者にノウハウ等の保護の重要性を理解してもらうとともに, 情報保護のための契約の雛形を示すパンフレットやマニュアルの作成が必要と考えている。

5. おわりに

農林水産業は多くの知的財産を産み出す産業であるが, これまで知的財産への意識が希薄だったことから, 他産業と比べて知的財産に関する取組が大きく遅れていた。

しかし, 農業従事者の減少と高齢化の進展, 我が国の人口減少に伴う国内マーケットの縮小等の課題に対応するためには, 新たなイノベーションによる生産性の飛躍的な向上, 差別化等による付加価値の増大, 農産物・食品の輸出などの海外展開が不可欠であり, これらを進める上で知的財産の戦略的な活用が極めて重要となってきた。

このような中で, 新たな知的財産としてのGI保護制度の導入, 新品種の海外流出事例の発生, 海外との取引に必要な規格・認証への意識の高まり等から, 農林水産分野においても知的財産への関心が高まってきている。農林水産省では, これを好機と捉え, 農林水産業・食品産業における知的財産の保護・活用を進めるための取組を一層推進して参りたいと考えている。

この一環として, 平成28年9月, 特許庁と連携して, 特許庁所管の独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) が各都道府県に設置し

ている「知財総合支援窓口」において, 従来の特許・商標等に加え, 地理的表示や種苗の育成者権など農林水産分野の知的財産に関する相談にもワンストップで受け付ける体制を整備したところである。

農林水産省としては, 特許庁などの関係省庁をはじめ, 知的財産に関係する関係団体等とも連携し, 農林水産分野の知的財産の戦略的活用を進めて参りたいと考えており, 関係団体等の皆さまにご協力いただけると幸いである。

注 記

- 1) 農林水産省, 「農林水産省知的財産戦略2020」の策定について
<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/sosyutu/150528.html> (参照日: 2017.1.27)
- 2) 農林水産省 食料産業局食品製造課食品企業行動室, HACCPとは?
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/h_about/index.html (参照日: 2017.1.27)
- 3) 一般社団法人GAP普及推進機構, ~グローバルGAPの普及・推進に向けて~
<http://www.globalgap.jp/index.html> (参照日: 2017.1.27)
- 4) 農林水産政策研究所, フランスにおける「味の景勝地」制度について (参照日: 2017.1.27)
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/keisyoti_kentoukai/pdf/bdai1_siryou3.pdf
- 5) 「施肥」: 肥料を与えること。
- 6) 「播種」: 種を蒔くこと。
- 7) 「ほ場」: 作物を栽培する田畑。
- 8) 「湛水」: 水田などに, 水をたたえること。
- 9) 「代かき」: 水田に水を入れて土塊を砕く作業のこと。
- 10) 内閣官房IT総合戦略室, 農業情報創成・流通促進戦略
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/senryakuzenbun_140603.pdf (参照日: 2017.1.27)
- 11) 農林水産技術会議, 農林水産研究における知的財産に関する方針
<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/>

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

intellect-1.pdf (参照日：2017.2.9)

v1.pdf (参照日：2017.1.27)

- 12) 慶應義塾大学SFC研究所, 農業ICT知的財産活用ガイドライン第1版
http://agri-ip.sfc.keio.ac.jp/Agri-IP_Guideline_

- 13) 農林水産省, 「登録産品一覧」
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/ (参照日：2017.3.3)

表1 登録されている地理的表示¹³⁾

番号	名称*	特定農林水産物等の区分	登録日
1	あおりカシス	第3類 果実類 すぐり類	平成27年12月22日
2	但馬牛	第6類 生鮮肉類 牛肉	平成27年12月22日
3	神戸ビーフ	第6類 生鮮肉類 牛肉	平成27年12月22日
4	夕張メロン	第2類 野菜類 メロン	平成27年12月22日
5	八女伝統本玉露	第32類 酒類以外の飲料等類 茶葉 (生のものを除く。)	平成27年12月22日
6	江戸崎かぼちゃ	第2類 野菜類 かぼちゃ	平成27年12月22日
7	鹿児島壺造り黒酢	第27類 調味料及びスープ類 その他醸造酢 (米黒酢)	平成27年12月22日
8	くまもと県産い草	第4類 その他農産物類 (工芸農作物を含む) いぐさ	平成28年2月2日
9	くまもと県産い草畳表	第41類 畳表類 いぐさ畳表	平成28年2月2日
10	伊予生糸	第42類 生糸類 家蚕の生糸	平成28年2月2日
11	鳥取砂丘らっきょう ふくべ砂丘らっきょう	第2類 野菜類 らっきょう	平成28年3月10日
12	三輪素麺	第15類 穀物類加工品類 そうめん類	平成28年3月29日
13	市田柿	第18類 果実加工品類 干柿	平成28年7月12日
14	吉川ナス	第2類 野菜類 なす	平成28年7月12日
15	谷田部ねぎ	第2類 野菜類 ねぎ	平成28年9月7日
16	山内かぶら	第2類 野菜類 かぶ	平成28年9月7日
17	加賀丸いも	第2類 野菜類 やまのいも	平成28年9月7日
18	三島馬鈴薯	第2類 野菜類 馬鈴しょ	平成28年10月12日
19	下関ふぐ	第10類 魚類 ふぐ	平成28年10月12日
20	能登志賀ころ柿	第18類 果実加工品類 干柿	平成28年10月12日
21	十勝川西長いも	第2類 野菜類 やまのいも	平成28年10月12日
22	くにさき七島藪表	第41類 畳表類 七島イ畳表	平成28年12月7日
23	十三湖産大和しじみ	第11類 貝類 しじみ	平成28年12月7日
24	連島ごぼう	第2類 野菜類 ごぼう	平成28年12月7日
25	特産松坂牛	第6類 生鮮肉類 牛肉	平成29年3月3日
26	米沢牛	第6類 生鮮肉類 牛肉	平成29年3月3日
27	西尾の抹茶	第32類 酒類以外の飲料等類 茶葉 (生のものを除く。)	平成29年3月3日
28	前沢牛	第6類 生鮮肉類 牛肉	平成29年3月3日
*名称は代表的なものを記載。(平成29年3月3日時点)			

(原稿受領日 2016年12月28日)